

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	24 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年7月から61年6月まで

私は、昭和59年9月に会社を退いた後、主婦として暮らしていたが、国民年金のことなどは姑<sup>しゅうと</sup>がすべて管理しており、あまり意識がなかった。その後、61年7月に夫と別居し、A市の実家に戻った。当時、実父が私に気を遣ってくれて住所だけを実父の知人宅に移してくれた。別居してすぐ実家に国民年金の支払用紙がまとめて郵便で届き、その時初めて保険料を支払っていなかったことを知らされた。それ以降は保険料を支払い始め、同時に過去の未払い分もさかのぼって納付する努力をした。当時は私にとって大変な状況だったが、年金は老後の生活にとって非常に重要だと信じ、苦しい経済状況の中、できる限り保険料を支払い続けた。支払った場所も覚えている。

記録が無いのはおかしいので詳しく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和60年3月15日に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日により、同年2月ごろに加入手続を行ったものと推認できるところ、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の年金手帳発行日は同年3月1日となっており、同名簿の昭和59年度の検認記録欄には昭和60年4月22日再発行と記載されていることから、納付書が再発行されていることが確認できる。

また、申立人によると、昭和61年7月ごろから元夫と別居して実家のあるA市に戻ったところ、嫁ぎ先から国民年金保険料の納付書がまとめて送られ、それまでの加入期間の保険料が未納であったことを初めて知ったとしており、その後、申立人は、同年10月ごろに申立人の実姉が住むC町(現在は、D町)へ転居し、そのころから国民年金保険料を払い始め、併せて過去の未納保険料

についても、さかのぼって60年7月分から少しずつ納付していたとしているところ、当該時期からみて申立期間は、現年度納付（61年4月から同年6月まで）及び過年度納付（60年7月から61年3月まで）が可能な期間である上、申立人の実姉は、申立人が元夫と別居して実家に戻って来たころに納付書が送られてきたこと、及び申立人が実姉の家に転居した後にC町役場で国民年金の手続きを行い、保険料を納付していたことを記憶していると証言している。

さらに、申立人が昭和63年3月から居住したA市の国民年金被保険者名簿には、転入前のC町で61年7月から63年2月までの保険料を納付した記録が確認でき、申立内容の一部は当該記録と一致している。

加えて、D町によると、申立期間当時、国民年金被保険者が他の市町村で発行された納付書を持参した場合には、転入届を提出してもらった上で、C町で納付できる納付書に差し替えしていたとしており、過年度納付書についても、窓口で発行することもあったとしていることから、申立人は、申立期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月及び同年5月

私は、申立期間当時、私又は夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、被用者年金制度から国民年金への4回の切替手続を適切に行い、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の年金制度に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人又はその夫が、夫婦二人分を納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人の夫は申立期間の同保険料が納付済みであることが確認できることから、2か月と短期間である申立期間の保険料について、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から62年3月まで

私は、A町に住んでいたころは役場近くで店を営業しており、役場の人が連日来店し、その際、年金の話をするこもあつたので、保険料の領収書を見せながら話をしていたことをよく覚えている。そのため、同町に住んでいた申立期間の保険料が未納になっていたことは絶対に無いと思う。今回の申立期間の前の期間については、当初、保険料の納付記録が無いとされていたが、最近になって納付済みへと訂正された。私は、結婚期間中から任意で国民年金に加入して保険料を納付しており、離婚後も、老後のことを考えて納付していた。正直なところ、保険料を納付することが厳しい時期もあつたが、その時は姉に支援してもらい、払えない分を払ってもらっていた。そのことについて姉も証言してくれている。会社を退職後すぐに集金人に勧められて加入して以来、これまで保険料の未納が無いようにしてきたはずである。よく調べて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の氏名について、A町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立人の読み名を誤って「B」と記載し、その後も訂正されていない上、オンライン記録では、昭和61年7月\*日に「C」から「B」へ誤って訂正され、また、平成5年6月\*日には「B」から「C」へ訂正されるなど、訂正が繰り返されていることから、申立人に係る記録管理が不適切であった可能性が考えられる。

また、申立期間直前の昭和56年10月から61年2月までの国民年金保険料については、D町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、平成

22年2月16日に未納から納付済みへと記録が訂正されるなど、申立人について、不適切な事務処理があったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、昭和62年7月8日に納付書が発行されていることが確認でき、申立期間については、過年度納付することが可能な期間である上、申立人の姉は、「妹が国民年金保険料の納付が困難な場合には、将来困らないようにと思い、その都度、妹に替わって何度も納付してきた。」と証言しており、申立期間についてのみ保険料を納付しなかったものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料が納付済みである上、申立期間以外に未納は無く、任意加入被保険者としても長期にわたり保険料を納付するなど、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までのうち6か月(オンライン記録上、納付済み期間及び未納期間の特定不可)の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月までのうち6か月  
(オンライン記録上、納付済み期間及び未納期間の特定不可)

私は、社会保険庁(当時)から、年金のお知らせが届き、未納期間があることを知って驚いた。申立期間当時は、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を、夫又は私が納めていた。私は、これまでずっと保険料を納めてきており、6か月だけ払っていないはずはないので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金保険料の納付記録は、申立期間以外に未納期間はなく、申立人及びその夫の同保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は、申立人又はその夫が集金人に納付したとしているところ、申立期間前後の期間の同保険料は納付済みである上、申立期間の前後を通じて申立人及びその夫の仕事や住所に変化は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、保険料の納付が困難となる経済的な事情はうかがえないことから、納付意識の高い申立人及びその夫が、6か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を集金人に対して納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和61年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、年金記録を照会したところ、未納とされた期間があることが分かった。

国民年金保険料の納付は、平成2年ごろに自身で納付するようになるまでは母親が行っており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその妻（当時）の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については、申立人の母親が行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は昭和62年3月7日に夫婦連番で同手帳記号番号が払い出されている上、オンライン記録によると、申立期間前後の期間の同保険料が夫婦共に、すべて同一日に収納されていることが確認できる。

また、申立人及びその妻の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、同保険料の未納が無く、20年以上保険料を納付していることが確認できることから、その母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人には、前述のとおり昭和62年3月7日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、同年で37歳になる申立人は、さかのぼって60年3月（35歳）から60歳になるまでの間、国民年金保険料をすべて納付しなければ、国民年金の受給資格を満たすことができないところ、オンライン記録によると、申立人は60年1月から61年3月までの期間の同保険料を過年度納付し

ていることが確認でき、申立人にとって申立期間の保険料納付は受給資格を満たすために欠かせないことだったことがうかがえることから、さかのぼって納付を開始しながら、申立期間の同保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から61年3月まで

私の住む地区では、毎月22日を「集金日」と言い、各戸一人が必ず出席、集合して、当番の人が税金・保険料等を集金し、金融機関に行って納付するという方法で国民年金保険料を納めていた。申立期間当時は、私の母親が出席していたが、その母親が団体で納める保険料を私の分だけ納めていないはずは無い。申立期間に私の保険料が未納となっていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、申立人の申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、昭和36年4月の国民年金制度発足時から任意加入し、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後の期間は、保険料を納付済みであり、申立人の国民年金被保険者原票、A市の国民年金記録及び年金手帳のすべてにおいて、申立人が昭和57年7月に被保険者資格を喪失した記録は見当たらない上、その後、申立人の被保険者資格は、オンライン記録及びA市の国民年金記録により、申立人の夫が船員保険の資格を喪失した60年2月17日に任意加入から強制加入へ変更されていることが確認できるものの、被保険者資格は継続しており、申立人が申立期間において集金の対象者から外れる理由は見当たらず、申立人は、申立期間においても引き続き地区の集金対象者となっていたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間において居住していたのは山村地域であり、申立

人は当時、集落単位で月に一回「集金日」を決めて、各戸一人が出席、集合して、当番者が税金・保険料等を集金し、金融機関に行って納付するという方法で国民年金保険料を納めていたとしているところ、A市によると、申立人の主張どおりの方法で集金が行われており、申立期間に国民年金業務を担当していた同市の職員は、「十数軒の小さな地区はつながりが強く、山村という地域性もあり、保険料を納付しなければ近所から何か言われることもあった。」と供述していることから、申立人の主張には信憑性がうかがえる。

加えて、申立人と同じ集落の隣人は、「集金の当番になった時、集金表に基づいて集金し、全員の分を金融機関で納付することから、合計額が足りない場合は、戸別に訪問をして支払いをしてもらっていた。Bさんの家に、催促に行くようなことをした記憶は無い。」と証言しており、申立人が集金対象者になっていれば、その母親が保険料を納付しないということは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで  
② 昭和46年7月から同年12月まで

私は、昭和45年3月に20歳で結婚し、同年4月から仕事の関係でA市に赴いていたが、B市の私の実家に月に一度は戻っていた。45年4月から、夫がB市で私たち夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたが、同年9月まで納付しているのに同年10月から46年の3月まで未納となっているのは考えられない。また、46年7月から同年12月までの保険料は夫の納付記録があり、私の納付記録が無いが、間違いなく私の分も納付しているはずである。

当時、婦人会の人が実家に集金に来て、大学ノートのようなものに押印していたことを夫婦共に覚えている。私たちは、結婚してから夫婦二人分の保険料を必ず一緒に納付しており、二人に違いはないはずだと思う。

昭和45年10月から46年3月までの保険料は夫も未納となっており、不思議に思っている。申立期間の保険料が未納となっていることが考えられないので、詳しく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「地域の納付組織である婦人会によって国民年金保険料を納付していた。」としており、また、「集金の際には、ノートのような冊子にその集落の集金対象者の氏名が書かれており、私(申立人)と夫、父母の氏名が記載され、納付の都度、そのノートに領収の押印がなされていた。」と供述するなど、保険料納付に係る記憶が具体的である上、納付組織による集金の場合、申立人が納付していたとする地区の当時の地域性を考慮する

と、申立人が供述する「集金の対象者として納付を始めた後に、一部の期間の保険料を払わないということは考えられなかった。」との主張内容には、信憑性がうかがえる。

さらに、申立期間①当時、申立人と同じ居所の父親及び母親は共に保険料を納付済みである上、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間の前後は保険料を納付済みであることから、申立人が昭和45年度のうち、申立期間のみ保険料を納付しないことは不自然である。

申立期間②についても、申立人は、夫婦二人分の保険料を納付組織の集金人に納付していたとしているところ、申立人の夫は、当該期間について納付済みである上、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間の前後は、保険料を納付済みの期間であることから、申立人についてのみ、当該期間の保険料を納付しなかったとする理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から40年3月まで

会社を退職後、自宅に来た集金人だったと思うが、もうすぐ保険料が200円になるが、今だと保険料100円で、さかのぼって2年分払えるということを知ったので、2年分の国民年金保険料として2,400円(月額100円の24か月分)、二人で4,800円のお金を元妻に渡し、元妻が自宅に来た集金人にまとめて納付してくれた。それにもかかわらず、年金の受給を行った際に年金記録を確認すると、その期間が二人とも未納とされていることが分かり納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の元妻が申立人及びその元妻の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人及びその元妻は、申立期間直後の昭和40年4月以降、未納無く同保険料を納付していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「自宅に来た集金人に、もうすぐ保険料が200円になるが、今だと100円でさかのぼって2年分を納付できるということを知ったので、夫婦二人の2年分の国民年金保険料を市の集金人に納付した。」としているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその元妻の同手帳記号番号は昭和41年7月30日に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、国民年金保険料が100円から200円に改定されたのは42年1月分からである上、市によると、同市の集金人が過年度保険料の収納を行っていた時期があるとしていることから、申立人の申立内容に不自然さは無い。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和40年4月から41年

3月までの国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できるところ、上記払出しの状況から、当該期間は過年度保険料として納付しているものと推認されることから、申立人の主張どおり、申立人及びその元妻に国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、過年度納付が可能であった39年4月から40年3月までの国民年金保険料についても、納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和38年1月から39年3月までについては、申立人及びその元妻に対して国民年金手帳記号番号が払い出された41年7月時点においては、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、それ以前に申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は無く、申立人には当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無いことから、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から40年3月まで

長女を出産した後だと思うが、自宅に来てくれた集金人が、元夫の分も併せて国民年金の加入手続を行ってくれ、さかのぼって二人分の記録の処理が終わった旨の報告を受けたので、すべて納付になったものとして安心して、その後の国民年金保険料についても未納無く納付してきた。ところが年金を受給する手続に行ったところ、年金額が予想よりも少ないことが分かり、記録を確認すると昭和38年1月からの加入当初の記録が未納とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に来た集金人を通じ、元夫分も併せて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人及びその元夫は、申立期間直後の昭和40年4月以降、未納無く同保険料を納付していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付に関して具体的な記憶は無いものの、申立人の元夫は、「自宅に来た集金人に、もうすぐ保険料が200円になるが、今だと100円でさかのぼって2年分を納付できるということを知ったので、夫婦二人の2年分の国民年金保険料を市の集金人に納付した。」と当時を詳細に記憶しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその元夫の同手帳記号番号は昭和41年7月30日に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、国民年金保険料が100円から200円に改定されたのは42年1月分からである上、市によると、同市の集金人が過年度保険料の収納を行っていた時期があるとしていることから、申立人の申立内容に不自然さ

は無い。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できるところ、上記払出しの状況から、当該期間は過年度保険料として納付しているものと推認されることから、申立人の元夫の主張どおり、申立人及びその元夫に国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、過年度納付が可能であった39年4月から40年3月までの国民年金保険料についても、納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち昭和38年1月から同年8月までは申立人自身が厚生年金保険被保険者期間であり、同年9月から39年3月までについては、申立人及びその元夫に対して国民年金手帳記号番号が払い出された41年7月時点においては、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、それ以前に申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は無く、申立人には当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無いことから、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年8月1日から7年12月26日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成8年1月11日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年12月の標準報酬月額については30万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から9年4月25日まで

平成20年11月ごろに、社会保険事務所（当時）から、私がA社に在職していた6年8月以降の標準報酬月額が引き下げられている旨の連絡があった。私の記憶では、当時の月給は30万円程度で、在職期間中に減額されたことはない。

また、私のA社における厚生年金保険の加入記録は平成7年12月26日で途切れているが、私は、10年9月ごろまでは同社に継続して勤務していた。会社は、9年4月下旬には閉鎖したような状態になっていたため、少なくとも、その時点までは厚生年金保険に加入していたのではないかと思う。詳しく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年8月1日から7年12月26日までの期間については、オンライン記録によると、当初、申立人のA社に係る当該期間の標準報酬月額を申立人が主張する30万円と記録していたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（7年12月26日。申立人は、同

日に厚生年金保険被保険者資格を喪失)の後の8年1月11日付けで、9万8,000円に遡<sup>てきゅう</sup>及して引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同日の平成7年12月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した元従業員5人全員についても、8年1月11日付けで標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間のうち、平成6年8月1日から7年12月26日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間のうち、平成7年12月26日から8年1月11日までの期間については、雇用保険の加入記録により、当該期間も申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

また、当該期間において同社は法人格を有していたことから、当該期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

さらに、オンライン記録では、申立人の被保険者の資格喪失は平成7年12月26日付けで、A社が適用事業所でなくなった同日に処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を行う合理的理由は無く、申立人の被保険者資格の喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日に係る記録を当該処理日である平成8年1月11日とすることが必要であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成7年10月の社会保険事務所(当時)の記録から30万円に訂正することが必要と認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成7年12月27日から9年4月25日までの期間については、申立人の雇用保険加入記録が確認できることから、申立人は、当該期間においても継続してA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立人と同じくA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成7年12月26日)に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる上記の元従業員5人のうち4人に当時の保険料控除の状況について照会したところ、二人から回答があったが、いずれも、適用事業所でなくなった日以後に給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証言は得られない。

また、上記二人のうち一人が所持しているA社が発行した給与明細書(発

行日は不明)によると、当該元従業員について、平成7年9月から同年12月までの分の給与からは厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえるが、8年1月以降の分については、同保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間のうち平成7年12月27日から9年4月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成7年12月27日から9年4月25日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年5月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行した否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月11日から同年7月3日まで

私は、昭和21年1月21日にA社に入社して以降、56年10月31日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（昭和25年5月11日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和25年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年7月から26年1月までの標準報酬月額については、25年7月から同年9月までは3,500円、同年10月及び同年11月は3,000円、同年12月及び26年1月は3,500円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月13日から26年2月1日まで  
② 昭和38年2月20日から39年4月1日まで

申立期間①については、私は、中学校を卒業後、昭和25年4月に同級生5人程度と一緒にA社に入社した。同年9月上旬に運動会に同行したことを鮮明に記憶している。仕事内容は、B職であり、C作業をしていた。その作業は大変危険で、半年以上の経験が無いとできない仕事だったので年金記録が3か月しか無いのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

申立期間②については、私は、昭和38年2月からD社でE職として働いていた。入社当初の社長は1代目で、39年に入ってから2代目に変更となったことを記憶している。入社した当初の厚生年金保険の記録が欠落しているのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の詳細な供述及び元同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが推認できるが、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、昭和25年4月1日に資格取得し、同年7月13日に資格喪失している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和25年4月1日に整理番号\*番で被保険者資格を取得し、同年7月13

日に資格喪失後、再度、同年9月5日に（申立人と同一氏名、同一生年月日及び同一厚生年金保険被保険者記号番号）整理番号\*番で資格を取得し、26年2月1日に資格喪失している記載が確認できる。

また、i) 上記名簿によると、申立人の整理番号\*番における資格喪失日（昭和25年7月13日）は二重線で消されていること、ii) 当該喪失日及び整理番号\*番の再取得日（同年9月5日）であれば、それぞれの標準報酬等級の欄に本来、記載されるはずのない同年10月の等級の記載があること、iii) A社に係る事業所台帳（被保険者番号及び現在数）によると、昭和25年7月に整理番号\*番は資格喪失した記載になっているものの、同年9月に「\*番資格喪失取消」の記載が確認できることから、申立人が同年7月13日に資格喪失したとするオンライン記録は有効なものであるとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、事業主が資格喪失取消後に届け出た昭和26年2月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和25年7月から同年9月までは3,500円、同年10月及び同年11月は3,000円、同年12月及び26年1月は3,500円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間②については、F事業所が発行した申立人に係る所属証明及び元同僚の証言により、申立人が申立期間②において、D社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人がG社からD社に転職するきっかけとなったとする元同僚によると、「G社で同僚だった申立人をD社で一緒に働くよう勧めた。私も、G社からD社に切れ目無く転職し、D社で1年以上は働いた。」と証言しているものの、オンライン記録によると、当該元同僚はG社において昭和37年12月27日に被保険者資格を喪失後、申立期間②を含め、D社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該元同僚によると、「D社が保険に加入していない期間に給与から保険料を控除するようなことは絶対にあり得ない。」と証言している。

また、D社が保管する健康保険厚生年金保険台帳によると、申立人の欄に昭和39年4月1日取得、41年7月28日喪失との記載が確認でき、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票と一致する上、同社は、「雇用形態の違いにより、全従業員が厚生年金保険に加入していたわけではない。」と回答している。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②を含む昭和38年1月1日から39年4月10日までに被保険者資格を取得している31人のうち、オンライン記録で所在が確認できた14人に申

立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を照会し、そのうちの5人から回答があったものの、申立人の申立期間②における在籍及び厚生年金保険の加入を裏付ける証言や証拠は得られない上、複数の元従業員が記憶している自身の入社時期とオンライン記録による資格取得日は一致していない。

加えて、オンライン記録及びD社に係る閉鎖登記簿謄本において、申立人が記憶している二人の代表取締役は共に既に死亡していることが確認できる上、当時、同社が加入していた健康保険組合によると、当時の資格取得及び喪失等の事実関係が分かる資料については、廃棄処分をしたため記録が残っていないとしており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月5日から19年7月21日まで  
社会保険事務所(当時)に確認したところ、A社における標準報酬月額が、実際に支給された給与の金額より低いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により平成18年1月から同年8月までの期間は15万円、同年9月から19年6月までの期間は17万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成18年1月から同年8月までの期間は15万円、同年9月から19年6月までの期間は17万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和46年4月にB社に入社し、現在に至るまでの間、同社に継続して勤務しているが、56年3月16日付けでC社支社から本社付けでA社へ出向となった際の年金記録が同年3月16日に資格喪失し、同年4月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し(昭和56年3月16日に同社C社支社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和56年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格取得日を誤って届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 兵庫厚生年金 事案 2037

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年7月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月20日から同年8月1日まで  
社内異動による欠落と考えられるので、記録の訂正を願う。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書(副)によると、事業主は、申立人がA社B工場から転入により昭和43年7月20日に同社C支店において同資格を取得した旨の届出をD社会保険事務所(当時)に行っていることが認められ、同事務所は、当該届出を同年8月1日に受付し、同月8日に確認した旨の押印をしていることが確認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管していた標準報酬決定通知書から、5万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成9年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年5月から9年1月までの標準報酬月額については32万円とすることが必要である。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月31日から9年2月1日まで

昭和55年10月に入社したA社において、平成9年1月末まで勤務したが、退職月まで厚生年金保険料は給料から控除されていた。しかし、年金の記録は8年5月で途切れている。調査の上、年金記録の訂正を願う。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、当該事業所が平成8年5月31日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨（全喪）の処理及び申立人の同年10月に係る標準報酬月額（定時決定）の記録を取り消した処理が、9年2月26日にさかのぼって行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年5月31日）と同日に厚生年金保険の被保険者記録を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同日にさかのぼって訂正されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人は同社の取締役であったことが確認できるところ、同社の当時の代表取締役は、「申立期間当時、経理事務、社会保険事務は税理士に任せていた。申立人とは経営に関しての話はし

たことがない。」と回答している上、申立期間当時の同社の元従業員も、「申立人の主な仕事はB職であった。」と証言していることから、申立人が当該事務処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である9年2月1日と認められる。

なお、平成8年5月から9年1月までの標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録（取消前の8年10月の標準報酬月額）から、32万円とすることが妥当である。

## 兵庫厚生年金 事案 2055 (事案 233 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 38 年 11 月 16 日まで  
A社の厚生年金保険の被保険者期間について、私は脱退手当金を請求していないし、受け取っていない。納得できないので、被保険者期間であることの確認を求める。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いこと、ii) 一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 11 月 12 日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに際して、申立人は、「当時は、病気がちで退職前も体調を崩し休職してB市の実家へ帰り療養した。」と供述しているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には供述のとおり傷病手当金の処理の記載が確認できることから、申立人の当時の記憶及び供述については信憑<sup>びよう</sup>性が高いものと考えられるところ、「長男を妊娠、出産した際も体調を崩し入退院を繰り返した。昭和 39 年\*月\*日に早産してすぐにB市の実家へ帰って療養したので脱退手当金を請求できる状態ではなかった。」とする申立人の供述に不自然さは見られない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載された前後 100 人の記録を確認したところ、24 人の女性の被保険者に脱退手当金の受給資格が確認できるものの、そのうち 13 人は脱退手当金を受給しておらず、支給決定された 11 人のうち、1 人は資格喪失後約 11 か月後に、8 人は資格喪失後約 1 年から 2 年以内に、2 人は資格喪失後 2 年以上経ってからそれぞれ支

給決定がなされた記録が確認できる上、上記の 24 人のうち、所在が確認できた 10 人に調査を行ったところ、回答のあった 4 人全員が、「会社は代理請求を行っていない。」と回答しており、そのうち脱退手当金を受給したとする 1 人は、「自分で脱退手当金を請求した。」と回答していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 39 年 1 月 \* 日に婚姻した際に改姓しており、その約 11 か月後に脱退手当金の支給決定がなされているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名はいずれも旧姓のままである上、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 1 か月後の昭和 39 年 12 月 10 日に支給決定されていることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 17 日から 42 年 9 月 11 日まで  
② 昭和 45 年 11 月 4 日から 46 年 8 月 11 日まで

私は、最終事業所であるA社を育児のため退職した後、申し立てた期間について脱退手当金を受給したとされているが、当時は社会保険事務所(当時)の場所も知らなかった。脱退手当金を受給した覚えは無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間①と②の間の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間は同一の被保険者記号番号により管理されており、未請求期間と申立期間②については同じ社会保険事務所の管轄であるにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の最終事業所において脱退手当金に係る受給資格が確認できる9人(申立人を含む。)の女性被保険者うち、脱退手当金を受給している者は申立人のみであり、事業主は、「当時の状況は不明であるが、申立期間当時の被保険者資格取得届及び資格喪失届は保管しているものの、脱退手当金に係る書類は確認することができない。」と回答しており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月25日から38年1月1日まで  
② 昭和38年1月1日から同年1月4日まで

私は、昭和35年8月から37年12月までA社C工場で勤務していたが、翌年の1月からD社（現在は、B社）へ異動した。両社は実質的には同じ会社であり、私の異動も転勤のようなものであるので、異動に伴い、厚生年金保険の加入期間が途切れていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及びB社からの回答から判断すると、申立人はA社と、その関連会社であるD社に継続して勤務し（昭和38年1月4日にA社C工場からD社本社へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年11月の申立人のA社C工場に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月17日まで

私は、A社B事業所を敗戦と同時に退職したが、当時は、脱退手当金という制度があることも知らなかったし、脱退手当金を受け取っていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年6か月後の昭和22年4月9日に支給決定されたこととなっている上、A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後の計13ページに記載されている260人の記録を確認したところ、脱退手当金の受給資格を有していた男性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含んでも8人のみであることを踏まえると、事業主が、被保険者の委任を受けて一括して代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる時期には別事業所に勤務して共済組合に加入しており、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和27年3月24日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得し、同年11月8日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年3月から同年8月までは6,000円、同年9月及び同年10月については7,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月から同年11月まで

私は、昭和27年にA社という会社で勤めていて、厚生年金保険に加入していたように思うが、年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述及び申立人の詳細な供述により、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが推認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の旧姓(B)と同姓かつ同名の者(ただし、生年は申立人より5年後の昭和5年)が、申立期間の始期に当たる27年3月24日に被保険者資格を取得し、申立期間の終期に当たる同年11月8日に同資格を喪失していることが確認できる。同名簿では、この者の年金記号番号は「甲\*」(現在の表記では、「\*」に相当)と記載されているが、当該記号番号は未統合記録である。

また、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、「甲\*」は、B氏とは別人の年金記号番号となっている上、申立人の前職の年金記号番号は「乙\*」であることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の前職の年金記号番号が\* (当時の表記では、「乙\*」に相当)と記載されており、上記「\*」(「甲\*」)とは、

年金記号が異なるものの、年金番号が同じであることが確認できる。

さらに、当時の同僚は、「私は、昭和 26 年 2 月 1 日に A 社に入社し、約 1 年後に申立人が同社に入社したと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 27 年 3 月 24 日に被保険者資格を取得し、同年 11 月 8 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったが、社会保険事務所が、申立人の年金記号番号と生年月日を誤って処理したものと推認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録に記載された標準報酬等級から、昭和 27 年 3 月から同年 8 月までは 6,000 円、同年 9 月及び同年 10 月は 7,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社（後にB社）における資格喪失日を昭和25年3月20日、B社における資格取得日を同日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5,000円とし、また、申立期間②のB社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年11月1日）及び資格取得日（昭和27年6月1日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月1日から26年1月1日まで  
② 昭和26年11月1日から27年6月1日まで

私は、申立期間にA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。昭和25年1月分と思われる当時の給与明細も所持しているので確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 B社の発行した在職証明書から、申立人が申立期間①の始期より前の昭和22年4月から、申立期間②の終期より後の27年10月14日までA社において継続して勤務（昭和25年3月20日までA社に在籍し、同日からB社に在籍）した記載が確認できるところ、申立期間①については、申立人の所持している25年1月の給与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人の所持している現金出納帳によると同年1月から同年12月31日まで毎月定期的に上記の給与明細書に記載された金額と同額の給与が支払われた記載が確認できることから、申立人が申立期間①に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年9月の申立人のA

社に係る社会保険事務所（当時）の記録から 5,000 円とすることが妥当である。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 25 年 3 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社は適用業種の法人の事業所であり、申立人の詳細な供述から、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった以降の B 社においても 5 人以上の社員が常時勤務していたことが推認できる上、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①において適用事業所に該当していながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、オンライン記録によると、B 社において、昭和 26 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に資格を喪失後、27 年 6 月 1 日に同社において再度同資格を取得しており、26 年 11 月 1 日から 27 年 6 月 1 日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の元同僚 10 人については、いずれも申立期間②において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できることから、申立人の詳細な供述から申立人と当該元同僚 10 人以外は同社に在籍していなかったことがうかがえる上、申立期間と記録のある期間の業務内容及び勤務形態の同質性、継続性が認められることから、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 26 年 10 月の申立人の B 社に係る社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果社会保険事務所は、申立人に係る昭和 26 年 11 月から 27 年 5 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月15日から同年11月1日まで

私の夫は、昭和23年3月1日から48年10月1日までの間、A社に継続して勤務していたが、29年10月15日から同年11月1日までの間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社を退職する際に受領した永年功労に係る感謝状の記載内容及び事業主の証言から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し(同社B支店から同社C支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、元従業員は、「当時は異動の内示があると、後任の従業員に引き継ぎを行い、その後異動先で前任の従業員から引き継ぎを受けて異動発令日までには異動しており、引継ぎには2週間ぐらい要していた。」と証言していること及び申立人の前後の異動日が月の初旬が多いことから、昭和29年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和29年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和33年4月1日から同年11月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、昭和35年3月21日から同年4月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月21日とし、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から同年11月21日まで  
② 昭和35年3月21日から同年4月21日まで

私は、昭和33年4月1日に、A社に正社員として入社し、35年4月にC支店からD支店に異動となり、40年3月20日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の従業員名簿により、申立人は、昭和33年4月1日から40年3月20日までの間、継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①について、オンライン記録によると、申立人が記憶する同期入社元同僚3人は昭和33年4月1日にA社においてそれぞれ厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、当該元同僚3人の従業員名簿によると、申立人と同様に同日に見習従業員として入社している上、B社は、「当社が保管する従業員名簿によると、申立人は、昭和33年4月1日に当該元同僚3人と同じ見習従業員として入社し、給与も同じ月額1万2,000円と記載されてい

ることから、当社C支店が申立人の資格取得届を誤って提出したと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①において継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社において申立人と同時期に入社し、同様の業務に従事していたとする元同僚の標準報酬月額の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年4月21日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和35年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出を誤ったことを認めていることから、事業主はオンライン記録どおりの届出をし、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年4月から同年10月までの期間及び35年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

昭和36年4月当初から、父親が私の国民年金の加入手続を行い、市役所の出張所にて国民年金保険料を納付してくれていた。その当時、私は会社に勤めていたが、その事業所は社会保険が無く、給料を両親に全部渡していた。両親にすべて任せており、父が既に他界しているため詳細はよく分からないが、両親が納付してくれていたはずであるから、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の状況から、昭和43年3月ごろに払い出されたものと推認され、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料は、昭和41年1月から納付されていることが確認できるところ、上記、同手帳記号番号が払い出された時点において、納付が確認できる同年1月から同年3月までの国民年金保険料は時効が完成する直前の期間であることから、このころ当該期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したものと推認できる一方、申立期間の国民年金保険料は、時効が完成していることから納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立期間における国民年金保険料の納付については、申立人は関与していない上、申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の両親は既に他界しており、申立期間当時の納付に関する具体的な状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から同年11月までの期間、13年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成12年8月から同年11月まで  
② 平成13年1月  
③ 平成13年3月

私は、申立期間当時の国民年金保険料は、前後の期間を見てもらったら分かるように、未納期間が発生しないように、毎月初めに銀行の窓口で納付していた記憶がある。未納があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、申立期間前後の国民年金保険料を納付したことを示す領収書をすべて所持しているものの、申立期間の領収書は所持していない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付していたとしているところ、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる上、金融機関において納付した記録が、同一人に対して複数回にわたって漏れることは考え難い。

さらに、申立期間①、②及び③について、申立人及びその夫の平成12年から15年までの確定申告書の社会保険料控除の申告額を検証したところ、申立期間の国民年金保険料を納付していた状況はうかがえない。

加えて、ほかに申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、当該期間の同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は仕事を退職してから、すぐに国民年金に加入し、結婚後も続けて保険料を納付していた。これまで二回、平成15年と19年に社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したときには、「つながっている。」との回答を受け、安心していましたが、ねんきん特別便を見て申立期間の記録が無いことが分かった。出産や引越しなどはあったが、昭和58年4月に保険料の納付をやめる理由は無く、夫の口座から引き落としで納付していたが、今となっては調べようも無く、通帳などの資料も残していない。このままでは納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、被保険者でなくなった日として昭和58年4月14日の記載が確認でき、国民年金被保険者原票にも同日が資格喪失年月日として記載されていることが確認できる上、同原票の昭和58年度4月欄には「資格喪失」の印影が確認でき、また、市の国民年金収滞納一覧表においても、同日に喪失申出が行われたことによる被保険者資格の喪失記録が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を口座振替で納めていた覚えがあるとしているが、納付時期や金額などの詳細は記憶しておらず、申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる口座の取引履歴や預金通帳の明細記録等も確認できない。

加えて、オンライン記録及び市の保管する国民年金記録においても、申立期間に係る保険料の納付記録は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

私は、結婚後、国民年金に加入していなかったが、母親に勧められたことから、昭和 37 年に任意加入した。その後、数名の友人と一緒に市役所で付加年金の手続を行ったことを覚えている。申立期間については、20 年以上も前のことで、現金で納付したか、銀行引き落としであったか、全く覚えていない。しかし、私は付加年金を止めた記憶も無く、ずっと引き続き納付してきた。

申立期間は年度替わりの期間であり、行政機関の落度により付加年金の記録が無くなったのではないかと思っている。調査して、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 10 月に国民年金に任意加入し、その後、49 年 10 月からは、付加年金の手続を行い、付加保険料の納付を継続して行ってきたと主張しているところ、市が保管するオンライン記録によると、申立期間を含む昭和 61 年度の付加保険料の納付済期間は 9 か月間のみであり、3 か月間の付加保険料の納付は確認できない。

また、申立人は、社会保険庁（当時）の通知により、第 3 号被保険者制度が発足した昭和 61 年 4 月 1 日からいったん、第 3 号被保険者となったことが確認できるところ、市が保管する国民年金被保険者関係届書によると、申立人は同年 7 月 31 日に同市において、i) 同年 4 月 1 日付けで第 3 号被保険者資格の喪失、ii) 同日付けで第 1 号被保険者資格への種別変更、iii) 同年 7 月 31 日付けで付加年金の申出を行っていることが確認できることから、法律上、その時点で付加年金は同年 4 月 1 日付けで取り下げられた扱いとなり、

その後、上記の手續において同年7月31日付けで再度、付加年金の申出を行っているため、申立人は、同月分以降の付加保険料しか納付できなかったものと考えられる。

さらに、上記の国民年金被保険者関係届書において、昭和61年4月から6月までは定額保険料のみの納付書が発行され、同年7月から62年6月までは付加保険料込みの納付書が発行されていることが確認でき、申立人が、申立期間に付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 1770 (事案 1007 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで

私は、昭和36年4月から、地元の婦人会長が毎月自宅に集金に来て国民年金保険料を納付していた。また、集金によって納めることができなかったときは、A市役所庁舎で納付書により納付していた。申立期間について間違いなく保険料を納付していたので、再度審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いこと、ii) 申立期間は13年間と長期間であり、その間の国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見当たらないこと、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の同手帳記号番号は、昭和43年6月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情もみられないとして、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年5月13日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、A市役所庁舎で納付書を用いて国民年金保険料を納付していたこともあると主張し、再申立てしているが、申立人が主張する同庁舎は昭和\*年\*月に建設されており、それ以前の庁舎は別の所在地であったことから、申立期間の多くの期間は申立人が主張する同庁舎において納付できなかったこととなり、申立人の記憶はあいまいである上、同市の台帳には納付書発行の記載は無く、同市国民年金課によると、当時、同市では過年度納付書は発行していなかったとしていることから、再申立てに係る申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 1771

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は昭和59年当時、国民健康保険に加入していたが、国民年金への加入も義務とされ、一方だけの加入は許されなかった。その当時は子供がまだ義務教育課程にあり、国民健康保険への加入は生活上必須であった。夫婦の一方が国民年金の保険料を納付しているのに、世帯主が未納であることは考え難い。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金に係る届出履歴が確認できるA市の国民年金マスターチェックリスト及び同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和44年10月に国民年金被保険者資格を取得した後、厚生年金保険の加入を理由に46年10月14日に資格喪失届（資格喪失日は45年12月1日）を提出しており、その後、国民年金法の改正による第1号被保険者資格の取得手続を61年11月28日（資格取得日は61年4月1日）に行っているものの、この間、申立人は、国民年金に関する届出等を行っていないことが確認できるため、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した59年3月から第1号被保険者資格を取得する前の61年3月までの期間については、申立人は国民年金の未加入期間となり、制度上、当該期間に保険料の納付書が発行されることは無く、申立期間は保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付方法について、集金人による印紙検認又は市役所での直接納付だったと主張しているが、A市によると、昭和52年度から全面的に納付書方式に移行したとしており、申立人の納付方法に関する主張は、保険料が納付済みとなっている昭和44年10月から45年11月までの同市の収納方法に合致するものの、申立期間における収納方法とは一致しない。

さらに、申立人は、申立期間には国民健康保険に加入していたため、国民年金にも加入していたはずだと主張しているが、申立人の申立期間における国民健康保険の加入履歴は確認できない上、A市によると、申立期間当時は、国民健康保険と国民年金の担当部局は異なっており、加入手続及び保険料の収納方法も異なっていたとしているため、国民健康保険に加入していたことを理由に、国民年金にも加入していたと判断することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から同年11月まで

私は、平成7年12月にそれまで勤めていた会社を57歳で退職したが、国民年金に昭和36年4月の制度発足当初から加入していた私にとって、当然、60歳になるまで保険料を納付することが国民としての義務であることを知っていたので、町役場でその手続を行い、保険料も前納という方法で納付してきたのに、59歳以降の申立期間の保険料納付が記録されておらず、自ら、国民年金被保険者資格を喪失する届出を行っているとは知らされた。国民年金保険料は60歳になるまで払うものと認識していた私が、60歳になるまで、そのような手続を行うはずもなく、私が納付した保険料はどのようになったのか調査してほしい。また、保険料を納付する必要が無かったのであれば、還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失後の平成7年12月23日に国民年金の第1号被保険者資格を取得し、10年\*月に60歳になるまで国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、町が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同年4月28日に国民年金被保険者資格を喪失している旨の記録が確認できるところ、国民年金法によると、国民年金の第1号被保険者については、「被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者を除く。」(同法第7条第1項第1号)とする規定があり、昭和13年\*月生まれの申立人は、59歳で厚生年金保険受給者となったことに加え、平成10年4月に、国民年金制度発足以降の国民年金被保険者期間と厚生年金保険被保険者期間を合算した期間が444月(納付可能月数)に達することから、当該時期に国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったことが推認でき、同名簿の内容はオンライン記録と一致していることから、制度上、未加入期間とされる申立期間に納付書は発行されておらず、保険料が納付されたとは考え難

い。

また、申立期間は、平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算化処理により行われていることから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から45年3月まで

私は、昭和36年に婦人会の会合で国民年金の説明会があったので、話を聞いて国民年金に加入した。その後、40年6月に厚生年金保険の被保険者となり、44年5月に退職した際、その事業所の事務員に年金を継続しないといけなと言われていたので、町役場に行き、国民年金の再加入手続を行った。

昭和44年5月から45年3月までの期間が空白となっているが、私は、44年5月に会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行い保険料を納めていたのに、記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した際、すぐに国民年金に再加入する手続を行ったとしているが、町が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、45年4月1日付けで国民年金被保険者の資格を再取得していることが確認でき、国民年金被保険者台帳（マイクロ台帳）の国民年金被保険者の資格記録と一致する上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認できることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができなかつたことがうかがえる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 1774

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から54年1月まで

私は昭和46年10月に結婚して、姓がAに変わったが、それとほぼ同時期の46年9月から国民年金が未加入となっている。当時は保険料の納付金額が少額であり、ほぼ定期的に納めていたにもかかわらず、89か月ものあまりに長い期間の記録が無いのはおかしいと思う。Aの姓の記録が消滅しているのではないかと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者原票及びB町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和42年12月に被保険者資格を取得し、46年5月に同資格を喪失している。その後、55年1月に再度、任意加入被保険者として同資格を取得したことが確認できることから、申立人は、申立期間に国民年金被保険者として取り扱われておらず、制度上、未加入期間となるため、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間中である昭和46年12月に婚姻によりBからAに姓を変更し、53年1月に再度、Bに姓を変更しているが、C市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の姓がAに変更された記録は確認できないことから、申立人は、姓がAの期間にD町において国民年金の加入手続を行わなかったものと推認される。

さらに、申立人がその後居住したとするE市では、申立人の国民年金被保険者名簿は作成されていないとしていることから、申立人は、同市においても国民年金の加入手続を行わなかったものと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号

番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 1775

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から43年8月まで

私は、A市役所の指導で昭和44年4月に国民年金に加入し、その後、保険料を納付していた。55年6月ごろにB市から連絡があり、36年4月から44年3月まで未納期間があるので、保険料をまとめて支払うよう指導を受け、窓口で約38万円を支払った。60歳になり役所で私の年金記録を見せてもらったが、支払っていたと思っていた期間が未納となっていることを知り、大変驚いた。調査して、私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人とその夫は、昭和55年6月ごろに36年4月から44年3月までの保険料をまとめて38万円納付したと主張しているところ、申立人の国民年金被保険者原票及びB市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、それぞれ第3回特例納付期間（53年7月から55年6月まで）中の同年6月20日に、36年4月から39年9月までの保険料として16万8,000円を特例納付したことが記載されていることが確認できるものの、申立期間については空欄で納付記録が無く、同原票及び同名簿の記載に不自然な点は見られないことから、申立人が申立期間の保険料について特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 1780

### 第1 委員会の結論

申立人の平成16年7月から17年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月から17年2月まで

私の父母が、平成18年3月23日に、私の国民年金保険料の督促状を持ってA市役所の窓口に行った時、職員に「10万円超えるけれど良いですか。」と言われ「とにかく滞納分の全額をこの際支払いたい。」と伝えると「これ以上さかのぼれない。」と言われ、16年7月から17年2月までの8か月分として10万6,400円を支払った。未納督促分は、9か月分との通知であったが、職員から「1か月は支払いが重複するから8か月分の支払いで結構です。」と言われて納付した期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付については、申立人の両親が、平成18年3月23日に申立期間の督促状をA市役所の窓口を持参し、納付について説明を受けた上で、当該窓口において納付書によらず現金で納付したと主張しているが、平成14年度以降、国民年金保険料の収納についてはすべて国が直接行うこととされており、市役所で同保険料を収納することができないことから、申立人の両親が、申立期間の同保険料を市役所で納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した証拠として、申立人の父親の日記及び申立人の母親の家計簿の写しを提出しているが、それぞれの平成18年3月23日の欄に、国民健康保険料を納付した旨の記載は確認できるものの、申立期間の国民年金保険料を納付したとする内容の記載は見当たらない上、A市役所によると、同日に、申立人の国民健康保険料の滞納保険料が納付されていることが確認でき、上記日記及び家計簿の記載内容と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

申立期間の保険料納付について母親から事情を聞いたところ、私が20歳になった平成4年\*月は、学生でも国民年金に加入することが義務になっていたが、母親はそのころ、「就職を控えた学生が事故に遭って、後遺症が残り、就職できない上、年金保険料が未納であったため、障害年金も支給されずに苦勞している。」というニュースを見たため、私が就職するまでの3か月についても、年金保険料の納付をきちんとしておかなければならないと強く感じたと言っており、父親も、母親がそのように言っていたことを覚えている。申立期間の保険料納付について詳しく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年11月17日に申立人の婚姻後の氏名によりA市で払い出されており、オンライン記録によると、同年11月29日には、それまで勤務していた事業所を退職して雇用保険失業給付を受け、同年5月から同年8月までの国民年金保険料を一括して納付していることが確認できることから、このころに初めて国民年金への加入手続が行われたものと推認できるため、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立人が申立期間に居住していた同市で、異なる同手帳記号番号が払い出された可能性は低く、申立人の旧姓によって申立期間に係る別の同手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金への加入の動機や保険料の納付について詳細に供述しているが、申立人の姉の年金記録については、申立人の母親の供述どおりの事情がうかがえるものの、申立人については、A市の記録及びオンライン記録から申立人の姉と同様の事情を確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から45年3月まで

私は、昭和42年5月に結婚したが、43年\*月に長女が生まれたことと、妻がちょうど20歳になったことでA市役所から通知が来た。私は、それまで国民年金に加入していなかったが、ちょうどいい機会だと思い、妻と一緒に同市役所で国民年金の加入手続きを行い、集金人に保険料を納付していた。それから、B市へ転居し、引き続き国民年金保険料を納付したが、A市での納付記録が全部消えているのが分かったので、調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月ごろに、A市役所で国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、B市において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の同手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況から、45年4月以降に払い出されたものと推認できるが、申立人が国民年金の加入手続きを行ったとする43年9月ごろに、A市において、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、A市で集金人に納付したとしているところ、上記払出しの状況から、申立人が、申立期間の同保険料を同市で集金人に納付できたとは考え難い上、その時点では、申立期間の同保険料は過年度保険料として納付することが可能であるが、申立人には、B市で申立期間の同保険料をさかのぼって納付したとする記憶は無い。

さらに、B市の保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から45年3月まで

私は、昭和42年5月に結婚したが、43年\*月に長女が生まれたことと、私がちょうど20歳になったことでA市役所から通知がきた。夫は、それまで国民年金に加入していなかったが、ちょうどいい機会だと思い、夫と一緒に同市役所で国民年金の加入手続きを行い、集金人に保険料を納付していた。それからB市へ転居し、引き続き国民年金保険料を納付したが、A市での納付記録が全部消えているのが分かったので、調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月ごろに、A市役所で国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、B市において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の同手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況から、45年4月以降に払い出されたものと推認できるが、申立人が国民年金の加入手続きを行ったとする43年9月ごろに、A市において、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、A市で集金人に納付したとしているところ、上記払出しの状況から、申立人が、申立期間の同保険料を同市で集金人に納付できたとは考え難い上、その時点では、申立期間の同保険料は過年度保険料として納付することが可能であるが、申立人には、B市で申立期間の同保険料をさかのぼって納付したとする記憶は無い。

さらに、B市の保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から59年3月まで

私は、昭和56年8月に会社を退職後、国民健康保険の手続を行った際、市役所職員に国民年金に加入するように勧められたので、しばらくしてから国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。

60歳ごろ、年金相談に行き年金記録を確認したところ、会社を退職した後の2年以上の期間が未納とされていることが分かった。後日、私の預金通帳を見たところ、口座振替で保険料を納付していたことが判明したので調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、口座振替で納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和59年4月に払い出されていることが確認できることから、この時点では、申立期間のうち56年8月から57年3月までの国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、同年4月以降の期間のうち大部分の同保険料は過年度納付することは可能であるが、口座振替では過年度保険料は納付できないため、申立人は、申立期間の同保険料を口座振替により納付できたとは考え難い。

また、申立人は、昭和57年7月から59年3月までの国民年金保険料を、口座振替により納付していたことを示す預金通帳を所持しているところ、市役所が保管する国民年金収滞納一覧表によると、申立人の元妻が当該期間の同保険料を口座振替で納付していることが確認できる上、同一覧表の元妻の当該期間に係る同保険料の収納日及び保険料額が、当該預金通帳に記録されている振替日及び金額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年7月まで

昭和47年1月に結婚した後、私が夫へ国民年金の加入を勧めたことにより、夫婦で国民年金に加入した。当時、私の夫は店でA業をしていたが、B市役所にも配達に行き、その時に適宜、夫婦二人分の保険料を納付していた。記録が無いのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和58年1月8日にC町（現在は、D市）で払い出されたことが確認でき、同手帳に記載されている住所地はC町の住所のみであり、申立人が結婚前に勤めていたE社の厚生年金保険被保険者証が貼付されている上、オンライン記録では、申立期間について未加入期間となっており、D市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、57年12月8日に初めて資格取得していることが確認できることから、その時点において申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人の夫によると、B市役所へ配達をしていた時に国民年金保険料を窓口又は直接個人の職員へ渡していたとしており、領収書は毎回もらわなかったと主張しているが、B市によると、領収書を発行せずに職員が窓口等で直接保険料を受領することはできなかったとしており、B市のオンライン収納記録では、申立人の国民年金加入記録は無いとしている。

さらに、申立人は結婚した直後、申立人が夫へ国民年金の加入を勧めたことにより、B市役所で夫婦共に国民年金に加入したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の夫も申立期間は未加入期間となっている。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年7月まで

昭和47年1月に結婚した後、妻の勧めにより夫婦で国民年金に加入した。当時、私は店でA業をしていたが、B市役所にも配達に行き、その時に適宜、夫婦二人分の保険料を納付していた。記録が無いのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金記録は、平成9年1月1日の基礎年金番号制度導入後（申立人の場合は、厚生年金保険記号番号を同番号として使用）の平成11年8月から12年11月まで、申請免除の記録が認められるのみとなっており、申立期間における国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、制度上、当該期間は未加入期間となり、申立人は被保険者として扱われておらず、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、申立人によると、B市役所へ配達をしていた時に国民年金保険料を窓口又は直接個人の職員へ渡していたとしており、領収書は毎回もらわなかったと主張しているが、B市によると、領収書を発行せずに、職員が窓口等で直接保険料を受領することはできなかったとしており、B市のオンライン収納記録では、申立人の国民年金加入記録は無いとしている。

さらに、申立人は結婚した直後、申立人の妻の勧めにより夫婦共に国民年金に加入したと主張しているが、オンライン記録によると、その妻も申立期間は未加入期間となっており、C市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の妻は昭和57年12月8日に初めて任意加入していることが確認できる。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から同年12月まで

平成3年3月にA社を退職し、6年6月から臨時職員となったため短期間の仕事を繰り返し、その都度、国民年金と厚生年金保険の切替え手続きを行っており、時々分からなくなるので市役所に行って確認していた。

共済組合に入ることもあり、数日間の国民年金加入期間についても途切れないように注意して、保険料の未納が無いよう確かめながら払ってきた。しかし、ねんきん特別便が送られてきて保険料の未納期間があることに驚いた。

申立期間については、銀行で全期間をまとめて納付書と手元の現金で4万6,800円を納めた覚えがあり、領収書を受け取ったと思うが、現在は所持していない。

私は、これまで国民年金の加入期間を確認しながら手続きしており、この記録に納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B市が保管する国民年金マスターチェックリストによると、平成9年6月30日に申立人から同市に対して国民年金に関する届出が行われた際、初めて申立期間に係る被保険者資格が確認されており、オンライン記録においても、同年7月28日に申立期間の被保険者資格が補正により初めて記録されていることが確認できることから、申立期間が国民年金の加入期間として保険料が未納とされたのは、既に保険料の徴収に係る時効(2年間)が成立した後であり、その時点では、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、C共済組合によると、申立期間を含む平成3年4月1日から7年1月20日までの期間について、申立人は、組合員である夫の被扶養者としての記録が確認できるため、申立期間は、制度上、第3号被保険者期間となる。

さらに、申立人は、申立期間4か月の保険料として4万6,800円（1月当たり1万1,700円）を納付したと主張しているところ、当該期間の保険料額は4万4,400円（平成6年度の保険料は月1万1,100円。なお、7年度の保険料は月1万1,700円。）であり、申立人の主張と一致しない。

加えて、オンライン記録及びB市が保管する国民年金マスターチェックリストにおいて、申立期間に係る保険料の納付記録は確認できず、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号も見当たらない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 1788

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年3月まで

私は、ねんきん特別便が届き、国民年金保険料を納めていない期間があることを知ったが、国民年金に加入して以来、保険料はすべて納めてきており、未納とされていることに納得できないので記録を調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和40年11月20日に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は同年11月25日であることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、この時点では、申立期間のうち38年6月から同年9月までの国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、同年10月以降の期間の同保険料は過年度納付することは可能であるが、申立人には、申立期間の同保険料について、さかのぼって納付したとする記憶は無い。

また、マイクロ台帳によると、申立期間は未納期間であることが確認できる上、市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、申立期間が空欄となっていることが確認でき、申立期間については、行政側の記録はいずれも未納で一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 39 年 3 月までの期間及び 49 年 11 月から 50 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月から 39 年 3 月まで  
② 昭和 49 年 11 月から 50 年 11 月まで

昭和 37 年 10 月又は 11 月ごろ、私は、将来のことを考えて自ら婦人会の役員の家に行き、夫婦一緒に国民年金への加入を申し出た。その後、婦人会の人から自宅に保険料の集金に来ていた。夫の転勤に伴い、40 年 8 月に A 市から B 市に転居したが、毎月、自宅に女性が保険料の集金に来ており、その都度、国民年金手帳に出納印を押していた。同手帳に出納印を押すところがなくなったとき、役所から新しい手帳が交付され、古い手帳は引き上げられてしまった。また、49 年 11 月から 50 年 11 月までの期間は、毎月 300 円の保険料を金融機関で納付していたが、未納期間となっていることに納得できない。申立期間について詳しく調査して、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 37 年 10 月又は 11 月ごろに国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から 39 年 4 月ごろに夫婦連番で払い出されていることが推認できる上、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の夫も国民年金保険料が未納となっている上、申立人によれば、加入当初において保険料をさかのぼって納付したことは無いとしているところ、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号の払出時点では、当該期間の保険料は、さかのぼらなければ納付できない期間であることから、当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

申立期間②については、国民年金被保険者原票、オンライン記録及びA市が管理する国民年金台帳（電算記録）において、申立人及びその夫共に保険料を納付した記録は確認できない上、申立人は、当該期間に係る保険料を毎月300円納付していたとしているところ、当時の納付は3か月に1回で、保険料は900円（49年11月及び同年12月）又は1,100円（50年1月以降）であったことから、申立人の納付頻度及び保険料額に関する記憶は当時の状況と符合しない。

また、申立人及びその夫の国民年金被保険者原票によれば、昭和45年5月15日から51年6月1日までの期間において、同じ筆跡で被保険者資格の得喪記録が記載されており、その欄には（進）の進達印が押されている上、54年度の摘要欄には（照合）の押印が確認できることから、この時点で夫婦共に記録の整理が行われたことが推認でき、さらに、申立人が所持する国民年金手帳にも、49年11月1日に強制被保険者資格を取得し、50年12月19日に同資格を喪失したこと、及び51年6月1日に同資格を再取得したことについて同じ筆跡で記載されていることが認められ、申立人及びその夫は、54年3月3日に51年6月から52年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間②は未加入期間であった可能性が高く、申立人及びその夫が保険料を納付していたとするのは不自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私が国民年金に加入した後、社会保険事務所（当時）で、昭和36年4月から47年10月までの国民年金保険料が未納となっているので納付するように説明を受け、当該期間分の保険料として36万円を納付した。

年金記録を確認したところ、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料が未納とされていたが、私は未納期間が残らないように保険料を一括納付したのに、一部の期間が未納期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した後、特例納付を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和53年11月26日に払い出されていることが確認でき、マイクロ台帳によると、55年5月27日に、40年4月から47年10月までの91か月分の国民年金保険料について、第3回特例納付により納付を行っていることが確認できるものの、申立期間に係る特例納付の記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間を含む昭和36年4月から47年10月までの国民年金保険料として36万円を納付したとしているところ、上記、特例納付済期間（40年4月から47年10月まで）に係る保険料額（36万4,000円）は、申立人が納付したとする保険料額とほぼ一致している上、仮に申立期間を含む期間を第3回特例納付により納付した場合の保険料額は55万6,000円となり、申立人の主張する保険料額と大きく相違する。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から53年3月までの期間及び53年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から53年3月まで  
② 昭和53年4月から60年3月まで

A町でB業を営んでいた私の父親が、会社を退職し郷里に戻った私の将来を心配して、国民年金の加入手続と保険料の納付を行ってくれていた。しかし、私は田舎生活に馴染めず、C市へ戻り、B業を始めたことでやっと生活が落ち着いたので、それまで国民年金保険料を納付してくれていた父親の思いを無にしないため、昭和43年4月にC市役所で住所変更等の手続を行った。保険料の納付については、多忙な日々を送っていた私に代わり、私の兄が納付してくれていたが、43年4月から60年3月までの保険料の納付記録が無いとの回答を受けた。その期間内には、申請も行っていない免除期間が記録されており、憤りを感じる。私が申請免除の手続を行ったのは、平成2年に、病気のため、通院を余儀なくされてからである。また、行政機関は、私の名前を何度か「D」と読み間違ふなど事務上の誤りもあったことから、年金記録についても疑わざるを得ない。私の兄は4年前に他界し、証言をしてくれる者は誰一人おらず、地震で国民年金の重要書類は見るかげもなくなり、処分してしまったことで、記録訂正に直接つながる証拠は無いが、このままでは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、生活が安定した昭和43年4月ごろにC市役所で国民年金の住所変更手続を行い、申立人の兄が申立人に代わって保険料を納付したと主張しているが、申立人に係る国民年金被保険者原票及びC市の国民年金収滞納一覧表

によると、申立期間のうち、43年4月から50年3月までの期間及び53年4月から58年3月までの期間については、保険料が未納となっており、当該期間以外の期間は申請免除である旨の記録が確認できる上、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況等が不明である。

さらに、申立人が所持する日々の予定等を記録した手帳には、申立期間のうち、昭和54年1月から59年12月までの期間について、3か月ごとに国民年金保険料を納付したとする記載はあるものの、この手帳で、申立人の兄が保険料を納付したことは確認できず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から26年4月30日まで

私は、昭和25年か26年に、父親が役員をしていたA市B地区のC社又はD社の正社員として入社し、E職として勤務した。私は、会社の寮に3人で住んでいた。私と年齢の近いのは、F、G、H、姉妹でいたI（又はJ）氏、事務所には、K、L、M（三人は私より10歳から15歳年上）、F氏とI（又はJ）姉妹がおり、社長は、M氏だった。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が漏れているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和25年か26年に、A市B地区にあったC社又はD社のE職として勤務した。」と主張している。

また、商業登記簿謄本によると、申立人が記憶する事業主であるM氏が、N社、D社など、社名に「M」又は「O」の付く類似する名称の複数の事業所の代表取締役であったことが確認でき、これらの事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有する元従業員二人が「事業主は7つくらい会社を持っていた。」と証言しており、申立人も「事業所には複数の社名の看板が何枚も掲げられていた。」と供述しているところ、i) 申立人が記憶する元同僚の名前が、類似する名称の事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において確認できること、ii) 類似する名称の事業所において被保険者資格を有する元従業員3人が申立人のことを記憶しており、このうちの一人が、「私がP工場で勤務していたとき、申立人がE職として勤務していた。」と証言していること、iii) 同工場に関する申立人の供述内容が、同工場で勤務していたとする元従業員の証言とおおむね一致することなどから、申立人は、当該事業主が経営する事業所の同工場で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の勤務について証言している上記の元従業員3人は、いずれも、「申立人の勤務期間は分からない。」と証言している上、当該元従業員3人の厚生年金保険被保険者記録によると、勤務時期により事業所名がそれぞれ異なる（いずれも類似する名称の事業所）ところ、「自分自身の被保険者記録が、勤務した期間によって、なぜ事業所名が異なっているのか分からない。申立人が雇用されていた事業所名も分からない。」と供述しており、申立人が雇用されていた事業所名及び勤務期間を特定する証言は得られない。

また、申立人が供述する事業所であるC社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、現存していることが確認できるD社の現在の事業主も、「申立期間当時の資料は保管しておらず、当時のことは分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、類似する名称の事業所であるD社、Q社、R社、S社、T社、N社及び同社P工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 6 月 3 日まで

私は、昭和 44 年 8 月 25 日から 52 年 4 月 1 日までの間、A 社で非常勤職員として継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しているのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 44 年 8 月 25 日から 52 年 4 月 1 日までの間、A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同社から提出された元職員が保管していた職員名簿及び同社の元職員の証言から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、「申立期間当時の書類は既に廃棄しているため、同期間に係る申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたかは不明である。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立期間において A 社で厚生年金保険被保険者資格を有している者はいないことが確認できる上、昭和 45 年 5 月か 6 月ごろから同社に臨時職員として勤務したとする元職員は、自身の厚生年金保険被保険者資格取得日が 47 年 6 月 3 日となっていることについて、「最初は臨時職員だったので厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言しており、申立人以外にも同社において申立期間当時に勤務実態がありながら厚生年金保険に加入していない者がいることが確認できる。

これらのことから判断すると、A 社は、何らかの事情により申立期間には非常勤職員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、

昭和45年4月1日に被保険者資格を喪失した後の同月13日付けで健康保険証を返納したことを示す「証返」が記載され、同月16日に資格喪失に係る記録を進達していることが確認できる上、47年6月3日には、最初に被保険者資格を取得した際の厚生年金保険被保険者台帳記号番号とは異なる記号番号により再度同資格を取得し、同月8日に資格取得に係る記録を進達していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 16 日から 42 年 10 月 3 日まで

子供が中学生の時、PTAの集まりで国民年金についての学習の機会があり、自分の誕生日に裁定請求することと、厚生年金保険被保険者期間調査依頼書をもって確認することを教えてもらった。後日、主人と一緒に社会保険事務所（当時）に行き、記録を照会した時にはA社（現在は、B社）を含む勤務した期間のすべての記録があった。もし、確認したときにA社の記録が無かったのであれば、その時に気がついたはずである。また、国民年金手帳の印紙検認記録において、昭和 42 年 4 月から同年 9 月までの欄に「不要」と押印されているのは、厚生年金保険に加入しているという証拠である。納得のいく説明をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している具体的な勤務内容及び元同僚の証言から、申立人がA社C工場において社員の制服の引渡し窓口で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「申立人の勤務期間及び勤務形態を確認できる人事記録等の資料は無い。」と回答している上、A社C工場の元従業員は、「社員の制服の引渡し窓口の者は、当社の社員ではなく業者であった。」と証言している。

また、オンライン記録によると、申立人が氏名を記憶する元同僚についても、A社C工場に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

さらに、B社は、「当社の社員であれば、厚生年金保険に加入している。」と回答しており、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間を含む昭和 41 年 11 月 17 日から 42 年 11 月 10 日までの期間に、同工場で被保険者資格を取得した 153 人を確認す

ると、新卒者と思われる 69 人を除く 84 人は、前職の資格喪失日から約 6 か月以内に同工場で資格取得していることが確認でき、このうち 17 人が前職の資格喪失日と同日又は翌日に資格取得している上、同工場で資格取得した同一月に資格喪失している者も 15 人確認できることから、同工場では、入社とほぼ同時に加入手続を行っていたことがうかがえるところ、上記の被保険者原票において、当該期間における厚生年金保険の被保険者資格取得者に、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、「所持している国民年金手帳の印紙検認記録において、昭和 42 年 4 月から同年 9 月までの欄に「不要」と押印されていることが、厚生年金保険に加入しているという証拠である。」と主張しているが、市役所では、「当時、当該欄に「不要」と押印する際に、社会保険事務所（当時）に対して厚生年金保険に加入していたことを確認したかどうかは不明である。」と回答している上、当該手帳を見ると、40 年 10 月 3 日に任意加入の被保険者として資格取得している旨の記載、及び印紙検認記録に、同日付けで同年 10 月分から同年 12 月分の保険料を納付したことを示す押印が確認できることから、同日に任意加入手続が行われたことがうかがえるところ、任意加入の場合、制度上、国民年金保険料をさかのぼって納付することができないことから、同年 4 月から同年 9 月までの欄に「不要」と押印されたものと推認することができ、当該「不要」の押印をもって、申立人が、当該期間に厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

なお、申立人の夫は、申立期間当時、D 共済組合の組合員であることから、申立人が任意加入とされていることは不自然ではない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月26日から24年1月1日まで  
昭和23年8月26日から24年1月1日までの船員保険記録が空白である。  
当時、A社のB丸及びC丸に乗船して勤務しており、船員手帳にも記録が確認できるので調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は、A社が所有するB丸に昭和23年8月10日から同年9月2日までの期間及び同社が所有するC丸に同日から24年11月28日までの期間、D職として乗船していたことは確認できる。

しかしながら、B丸で勤務した二人のうちの一で、「昭和21年春に復員し、同年11月から2年ほどA社のE丸で勤務した。」と証言している者の船員保険の記録は、22年12月1日に被保険者資格を取得し、24年6月1日に同資格を喪失していることが確認できる上、C丸で勤務した3人のうちの1人は、「21年5月ごろから22年11月ごろまでC丸で勤務したが、船員保険には21年11月から加入した。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所は、船員をすべての勤務期間について船員保険に加入させていたわけではなく、乗船して数か月の期間は同保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、閉鎖登記簿謄本によると、A社は、昭和45年11月\*日に解散しており、後身のF社は、「55年9月にA社を吸収合併したが、申立人についての記録は保存されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、G事業所は、「船員保険への加入がなければ雇い入れできないとされたのは平成17年1月4日からであり、申立期間当時、雇い入れ手続き上、

船員保険の加入が必須条件とはなっていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 39 年 5 月 10 日まで

私は、昭和 37 年 6 月に A 社に入社し、社名が B 社に変更された後、41 年 10 月 10 日に退職するまでの間、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が当時の同社の状況を明確に記憶していること及び同社の元従業員も申立人の勤務を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員 23 人を把握し、聞き取りを行った結果、そのうち 21 人は申立人を記憶しておらず、残る二人からは申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、勤務期間については記憶しておらず、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、公共職業安定所が保管する申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、昭和 39 年 4 月 20 日に被保険者資格を取得し、41 年 10 月 10 日に離職している事業所名称不明の記録が確認でき、申立人の厚生年金保険の被保険者記録と比較すると A 社に係る記録であることは推認できるが、申立期間のうち、37 年 6 月 1 日から 39 年 4 月 19 日までの雇用保険の記録は確認できない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被

保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は昭和 39 年 5 月 10 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 2044 (事案 628 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から同年 5 月まで

大学卒業後、本社がA市にあるB社のC地区にある事業所に勤務した。その事業所には50歳前後の女性と35歳前後の男性二人がいて、私はそこでD業務をしていた。力が要る大変な仕事であり、勤務していたことは、当時、その事業所にいた3人のうち、50歳前後の女性と35歳前後の男性を調査してもらえば、事実が判明するはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、i) 申立人がC地区にあったB社の事業所に勤務していたことは推認できるが、事業主は、申立人に係る勤務を確認できる資料を保有していないため同社での在籍は確認できないとしていること、ii) 申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員を調査したものの、申立人のことを記憶しているとの証言は得られなかったこと、iii) 同社で資格取得している者のうち、厚生年金保険被保険者番号の払出日を確認できる者については、資格取得日から、2か月から3か月後に被保険者番号が払い出されていることが確認できることから、同社では、従業員の入社後すぐには厚生年金保険の手続を行っていなかったものと推認されること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年6月5日付けで通知が行われている。

2 今回、申立人は、B社のC地区にあった事業所に勤務していた元従業員を調査すれば、自分が厚生年金保険に加入していたことが判明するはずであるとして、再度申立てを行っている。

しかしながら、今回、B社の元従業員を追加調査したところ、当時、同社

のC地区の事業所で勤務し、申立人のことを記憶しているとする元従業員の証言が得られたものの、当該元従業員は、「申立人は大学を出たばかりで、2か月から3か月程度の短期間で辞めた。彼はアルバイトだったと思う。」と証言している。

また、A市にあったB社のE店で勤務していたとする別の元従業員一人は、「C地区の事業所には、男性責任者とその母親が親子で勤務していた。」と証言しており、この親子が、申立人が主張する「C地区にあったB社の事業所にいた50才前後の女性従業員と35歳前後の男性従業員のうちの一人」であることが推認されるものの、オンライン記録によると、当該親子は、いずれも既に死亡していることから、証言を得ることができない。

さらに、A市の本店で勤務していたとする当該元従業員は、「B社では、入社から3か月程度経ってから、厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 2045 (事案 214 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月31日から36年5月31日まで

A社を昭和31年5月31日に退職した後、すぐに父と兄が経営するB社に入社し、45年12月\*日の全喪日まで厚生年金保険に加入していた。

社会保険事務所(当時)の記録では、昭和31年5月から36年4月までの間の加入記録が欠落しており、納得できない。

今回、事業所で厚生年金保険の事務を担当していた兄の妻の下で働いていた同僚の証言と、税関の輸出検査協会の証明書を、新たな事実として提出するので、再審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは認められるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険番号に欠番は無い上、申立人が同社でC業務を行っていたとしている申立人の兄の妻及び同僚一人についても、同社における厚生年金保険に係る記録は無いことから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと考えられ、申立人においては一定期間加入していなかったものと推認されること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年10月29日付けで通知が行われている。

2 今回、申立人は、i) B社で厚生年金保険の事務を担当していた申立人の兄の妻の下で働いていた元同僚が、昭和31年6月から36年5月までの期間に、申立人が同社において厚生年金保険に加入していた旨の証言をしていること、ii) 申立期間当時、同社が海外に製品を輸出する際の輸出検査申請や、申立期間当時使用していたケーブルアドレスの取得申請を行う際には、申請

者自身の厚生年金保険被保険者証が必要であったとして、当時の状況を知る証言者を3人挙げ、当該3人のうちの1人の証言者による書面（輸出検査の申請にあたって身元確認として厚生年金保険の証書等が必要であったこと等を証明する旨の記載あり）の提出があったことにより、再申立てしている。

しかしながら、申立人の兄の妻の下で働いていたとする元同僚は、「私の仕事は事務ではなく、事務のことについて何も知らない。」と証言している上、B社の元従業員二人が、「当該元同僚は、事務を担当していない。」と証言している。

また、申立人が当時の状況を証言する者として氏名を挙げた3人に対して、電話又は文書により事実関係を照会したところ、いずれの者からも、申立人が主張する当該申請手続において厚生年金保険被保険者証の提示が必要であったとの証言が得られない。

- 3 上記の主張に加え、申立人は、意見陳述において、i) B社が所在したD市には、E社会保険事務所（当時）及びF社会保険事務所（当時）の2事務所があることから、B社を管轄しているE社会保険事務所に記録が無くても、F社会保険事務所に記録がある可能性があること、ii) 申立期間に係る申立人の被保険者記録は、B社ではなく、G社又はH社の事業所名で保管されている可能性があることを主張している。

しかし、i) 日本年金機構I事務センターによると、F社会保険事務所が開設されたのは昭和53年7月であり、申立期間当時、J市を管轄する社会保険事務所（当時は、社会保険出張所）は1か所であったとしており、ii) オンライン記録及びI県内の社会保険事務所に係る事業所台帳を一括して管理する同センターに確認しても、G社及びH社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 5 月 27 日から 42 年 8 月 10 日まで  
③ 昭和 43 年 1 月 11 日から 44 年 2 月 1 日まで

私はA業務に従事しており、いずれの会社においても、従業員の給与から社会保険料、雇用保険料、所得税等を控除して給与明細書を作成し、上司に提出していた。間違いなく厚生年金保険料が控除されていたので、B社、C社、D社で勤務していた期間の厚生年金保険の記録が欠落しているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 40 年 4 月にB社に就職し、同社がE社に社名変更し、厚生年金保険の適用事業所となる 41 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者期間が無い。」と主張しているところ、申立人と同様、E社が厚生年金保険の適用事業所となった 41 年 4 月 1 日に、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員二人が、「申立人は、B社のころから勤務していた。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、所在地を管轄する法務局において、B社に係る商業登記は見当たらず、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことも確認できない上、当時の事業主は既に死亡しており、複数の元従業員が事務担当者であったと証言する元従業員については、同社の被保険者記録が無く連絡先不明のため、当時の状況を確認できない。

また、申立人がB社のころから勤務していたと証言している上記の元従業員二人は「B社だった期間に、給与から厚生年金保険料が控除されていたか

どうか記憶していない。」と証言しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 2 申立期間②については、C社の元従業員二人は申立人を記憶しておらず、「同社には女性事務員はいなかった。」と証言しているものの、申立人は、同社の当該元従業員が証言する事業主及び男性事務員の名前を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び複数の元従業員が申立期間②当時に事務担当者だったと証言する男性元従業員は、既に死亡又は連絡先不明のため照会することができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 申立期間③については、D社の複数の元従業員の証言内容が、申立人の供述内容とおおむね一致することから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入について確認できない上、同社の元従業員の一人は「厚生年金保険に加入しない従業員がいた。」と証言している。

- 4 このほか、申立期間①、②及び③に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も無い上、申立人が、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から30年5月5日まで

私は、父親が勤務していたA社に、昭和28年5月から30年5月までの期間勤務していたが、年金記録によると、当該期間については、厚生年金保険の脱退手当金を31年3月13日に受給したとされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約10か月後の昭和31年3月13日に申立期間の脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同時期に勤務し、脱退手当金の受給資格を有していた女性被保険者のうち36人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち35人が同資格の喪失日から10か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる。

さらに、A社の元従業員の一人名は、「脱退手当金の請求を自分で行った記憶は無いが、退職後に社会保険事務所（当時）で現金を受給した覚えがある。」と証言している。

以上のことから、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人は、申立事業所での被保険者資格喪失後、約6年間は他の公的年金制度に加入しておらず、申立期間の脱退手当金については、公的年金制度における期間通算制度の施行前に支給決定されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはない。

このほか、申立人が受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）の社長の勧めで、学校に通いながらC職として昭和 55 年 3 月 1 日から同社に勤務していたが、私の年金記録によると、厚生年金保険被保険者記録が同年 5 月 1 日からとなっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年 3 月 1 日からA社に勤務した。」と主張しているところ、同社の複数の元従業員の証言により、申立人が同社に同年 3 月から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人に係る人事記録等については、保存期限が過ぎているため既に破棄しており、申立期間当時の事業主及び事務担当者も既に死亡しており、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、D厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員台帳によると、申立人は、昭和 55 年 5 月 1 日に資格取得していることが確認できる上、同基金は、「当時の厚生年金保険の被保険者資格取得等の届出については、基金経由で社会保険事務所（当時）に対して届出を行っていたことから、社会保険事務所の記録と基金の記録について、資格取得日が異なることはない。」と回答している。

さらに、申立期間当時、A社で主任として勤務していたとする元従業員は、「申立人は、昭和 55 年 3 月から勤務していたが、申立期間当時、採用と同時に厚生年金保険に加入することは無く、私の姉も同年 4 月 1 日に同社に採用されたが、厚生年金保険の記録は、同年 5 月 1 日からとなっている。」と証言し

ている上、B社は、「当社の元職員に当時の状況を聴取すると、申立期間当時の事務長から3か月ぐらいの試用期間を設けているということを聞いた記憶があるとの証言を得た。」と回答している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社においては、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、採用してから相当期間経過後、加入させていたと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
昭和 57 年 6 月 1 日から A 社で勤務していたことは、間違いなく記憶している。給料をもらっているので、厚生年金保険料も控除されていたものと思う。記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 6 月 1 日から 62 年 11 月 1 日まで継続して勤務していた。」と主張しているところ、A 社の回答及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間に、同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の現在の責任者は、「申立期間当時の資料は残っていないため、申立期間当時の厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況について確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 11 月 1 日に 5 人が同時に資格取得した後、57 年 9 月 1 日に健康保険番号\*番で申立人が資格取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる期間を含め、雇用保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月1日から26年5月1日まで  
② 昭和33年6月1日から同年9月1日まで  
③ 平成元年4月1日から同年6月1日まで

申立期間①については、昭和25年11月に採用試験があり、月末に採用通知を受け取り、同年12月から勤務に入った。A職員としての基礎訓練が主なので26年6月までは、試用期間といわれた。試用期間明けは、同年6月1日のはずだったのに、保険料徴収が同年5月1日からとなっているのも変な話である。

申立期間②については、即戦力としてヘッドハンティングされ、少しでも早くきてもらいたいと言われ、B社事業開始の1か月前からC職を担当。その後1か月間、家にも帰れないほど忙しかった。年金記録において資格取得日が3か月も遅れているのは、納得できない。

申立期間③については、平成元年4月\*日からD社設立準備に入り、同社は同年6月\*日に設立された。年金記録において2か月の空白期間があるのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「昭和25年12月から26年6月まで試用として採用され、同年6月1日から社員として採用された。」と主張しているが、E社は、「申立人に係る人事記録は保管していない。」と回答しており、申立人の当該期間当時の勤務実態について確認できない。

また、F事業所（現在は、E社G事業所）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、元同僚9人に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうちの一人は、「申立人と一緒に昭和26年1月から試用期間として採

用され、同年5月1日から正式採用された。厚生年金保険料は正式採用されてから控除されており、試用期間中、厚生年金保険料の控除は無かった。」と証言している。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及び元同僚の証言から、申立人が当該期間にH社で勤務していたことは確認できる。

しかし、H社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和33年9月1日であり、申立期間②は同社が適用事業所となる前の期間である上、同社の現在の担当者は、「当社は33年5月\*日に設立、同年7月\*日から事業を開始した。設立時からの従業員は、同年9月1日に一斉に厚生年金保険の資格取得の届出を行った模様であるが、理由を調査したが不明である。また、当該期間における厚生年金保険料の控除についても、記録が無く分からない。」と回答している。

また、申立人と同様、H社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年9月1日に同社に係る被保険者資格を取得した元従業員のうち、所在の確認できた14人に照会したところ、そのうちの9人は、「申立人が申立期間②当時、同社に勤務していた。」と証言しているが、9人全員が、「厚生年金保険料の控除については記憶も記録も無い。」と証言しており、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「平成元年4月\*日から設立準備に入った。」と主張しているところ、商業登記簿謄本により、D社が同日に設立されたことが確認できる上、元同僚3人が当該期間に申立人が勤務していたことを証言していることから、申立人が当該期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年6月1日であり、申立期間③は同社が適用事業所となる前の期間である上、同社は、既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「当時の事情は覚えていない。事務処理を委託していた会計事務所の名前も分からない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様、D社が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年6月1日に同社に係る被保険者資格を取得した元従業員のうち5人に照会したところ、回答のあった4人全員が、「申立人と同様、当該期間に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。」と証言しているものの、全員が「厚生年金保険料の控除については記憶も記録も無い。」と供述しており、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 26 日から 42 年 9 月 1 日まで

昭和 41 年 3 月に A 社に入社し、同年秋口に B 事務所に転勤を命じられ赴任した。同事務所では、約 1 年余り妻と一緒に住み込みで働いたが、会社が年末に倒産し C 県から戻ってきた。倒産後も 43 年 3 月まで残務処理を無給で行った。この間、A 社で社員として継続して勤務し、厚生年金保険料も天引きされていたことは記憶している。申立期間について記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A 社において昭和 41 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 7 月 26 日に同資格を喪失後、42 年 9 月 1 日に同社において、再度、同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録がないところ、申立人は、「申立期間も継続して同社で勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていた。」と主張しており、元同僚の一人は、「申立人が、1 年くらい C 県で勤務していた。」と証言していることから、申立人が、申立期間に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間の大部分は B 事務所で勤務していた時期であると考えられるところ、申立人は「同事務所の従業員は自分一人であり、給料は D 県の本社から現金書留により送金されていた。」と供述しており、照会できる B 事務所の他の元従業員がいない上、オンライン記録によると、A 社の B 事務所が厚生年金保険の適用事業所であったことも確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、A 社は、昭和 49 年 12 月 \* 日に解散し、当時の代表取締役二人は既に死亡しており、他の取締役についても連絡先が不明である上、申立人が申立期間当時事務担当であったとする元従業員は、オンラ

イン記録によると、同社に係る被保険者記録が確認できず、連絡先が不明のため、当時の申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況について照会することができない。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和41年7月26日に資格喪失後、健康保険証を同月29日に返納していることが確認できる上、資格喪失した被保険者記録の記号番号(\*)とは別の記号番号(\*)により、42年9月1日に、再度、被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、厚生年金保険の被保険者資格を再取得した昭和42年9月1日に、雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、「申立期間中に、妻はC県からD県に戻り、長女を出産した。」と供述しているところ、申立人から提出された妻の母子健康手帳(C県において昭和42年5月交付)に記載されている病院名が、初診はC県のE病院、出産はD県のF病院であることから、申立人の妻がC県からD県に戻り出産したことは確認できるものの、上記二つの病院では、「当時の受診の記録は残っていない。」とそれぞれ回答しており、申立期間当時に使用した健康保険証について確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 12 月 1 日から 7 年 7 月 1 日まで  
② 平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 8 月 1 日まで

申立期間①については、平成 6 年 9 月の役員就任に伴い、報酬の著しい変動があったにもかかわらず、A社の事業主が標準報酬月額変更届の提出を怠り、申立期間②については、月額 40 万円で契約したにもかかわらず、給与見込額 36 万円で届出されており、B社の事業主が資格取得届の訂正を行わなかったものであると考えられ、被保険者である私には責めが無い。事実に基づき、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額<sup>標準報酬月額</sup>の範囲内であることから、これらの標準報酬月額<sup>標準報酬月額</sup>のいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間①のうち平成 6 年 12 月及び 7 年 2 月から同年 6 月までの期間及び申立期間②については、申立人が保管する給与明細書に記載された給与支給額が、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であることが確認できるものの、当該期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月

額とが一致していることから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要性は認められない。

- 3 一方、申立期間①のうち、平成7年1月については、申立人が保管する給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく同保険料額よりも4,100円多いことが確認できるが、この金額は、当該給与明細書に記載された6年11月の厚生年金保険料額の不足額と同額であり、当該保険料の不足額をさかのぼって徴収したものと考えられる。

このため、7年1月については、申立人が保管する給与明細書に記載された給与支給額が、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額とが一致していることから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要性は認められない。

- 4 このほか、申立期間①及び②について、申立人に係る標準報酬月額のオンライン記録は、さかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 1 月 27 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 1 月に A 社に入社し、B 支店で C 職員として D 業務を行っていたが、同社における私の厚生年金保険の加入記録は、同年 9 月 1 日から 58 年 1 月 27 日までの 4 か月しか無い（申立期間①）。

A 社をいつ退職したかは定かではないが、同社を退職後は、E 社で同様の仕事をしていたので、昭和 58 年 2 月以降もいずれかの会社で厚生年金保険に加入していたはずである（申立期間②）。

申立期間①及び②の当時、私が C 職員として D 業務をしていたことは、私が保管している書類で確認できるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持している書類に、申立人が申立期間①及び②の時期において、顧客と契約した日などが詳細に記録されている上、申立人が記憶している元同僚の一人は、「申立人が A 社に勤務していた期間は、4 か月だけということとはなかった。」と証言していることから、申立人は、期間の特定はできないものの、申立期間①当時は同社で、申立期間②当時は同社又は E 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の元事業主とは連絡が取れない上、E 社の元事業主は、「申立人のことは記憶にあるが、当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況については分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致し

ている上、A社の元従業員15人について雇用保険と厚生年金保険の加入記録を調べたところ、15人中14人については、双方の加入記録が一致することが確認できる（残る一人は、雇用保険の加入期間が厚生年金保険の加入期間よりも長いことが確認できる。）。

- 2 申立期間①については、A社の元C職員12人について、年金記録を確認したところ、このうち二人には同社における厚生年金保険加入記録が確認できない。また、残る10人に、自身が記憶している勤務期間と厚生年金保険の加入記録が一致しているか否かについて照会したところ、10人中4人は、「一致する。」と回答しているものの、6人は、「一致しない。」と回答している上、当該6人の中には、「入社時には厚生年金保険に加入してくれなかったもので、後に、上司に加入するよう要求した。」、「厚生年金保険に加入したのは入社して2か月後である。」との証言もあった。

これらのことから判断すると、A社では、C職員については、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

- 3 申立期間②については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の備考欄に、「58/2」返と記載されていることから、申立人が、昭和58年1月27日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、翌月に健康保険証が返納されたことが確認できる。

また、申立人は、「昭和58年2月ごろからは、E社で仕事をしていたかもしれない。」と主張しているが、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年11月1日であり、申立人は、同日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間②当時におけるA社の代表取締役は、「厚生年金保険に加入していない期間に、給料から保険料を控除することはなかった。」と証言している。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 22 日から 40 年 4 月 1 日まで

私は、A社を退職後の昭和 39 年 10 月 22 日に、B社(現在は、C社)にD職として採用され、40 年 3 月 31 日に退職するまでの間、継続して勤務していたと記憶しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が全て無いとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「B社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が記憶する複数の元同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、「経営者が変わっており、申立人の在籍を確認できる人事資料等は何も残っていない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同院が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 3 月 31 日までの間に被保険資格を取得している元従業員 25 人のうち連絡先の判明した 18 人に対し申立人の勤務実態等について聞き取り調査を行ったところ、6 人から回答があり、そのうちの 4 人は申立人を記憶しておらず、残る二人からは申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、勤務期間については記憶しておらず、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番も無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 45 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 9 月ごろから A 社（現在は、B 社）C 支店に勤務したと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 9 月ごろから A 社 C 支店に勤務していた。」と主張しているところ、申立人が記憶する同社の元同僚の証言により、申立人が A 社 C 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立期間当時の書類は既に廃棄しているが、当時は 7 か月から 1 年半ぐらいの試用期間があり、基本的には試用期間経過後に社会保険に加入させていた。」と回答している上、同社が保管する社会保険（厚生年金）台帳によると、申立人は、昭和 45 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の記載が確認でき、オンライン記録と一致している。

また、B 社が加盟している D 健康保険組合は、「申立人の加入記録は、昭和 45 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、46 年 6 月 16 日に同資格を喪失している。」と回答しており、オンライン記録と一致している。

さらに、上記の元同僚は、「E 職社員は歩合制で、1 年半ぐらいは厚生年金保険に加入していなかったもので、私の記録も昭和 42 年 11 月からとなっている。正社員にならないと厚生年金保険には加入できなかった。」と証言している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員 25 人に聞き取り調査を行った結果、申立人と同様に F 業務を担当していたとする 3 人は、「入社 1 年後に希望して厚生年金保険に加入した。」「G 職員は歩合制で、厚生年金保険に加入していなかった。

正社員となって初めて管理職となり厚生年金保険に入った。」「歩合制のG職員は班長になるまでは厚生年金保険には加入していなかった。」とそれぞれ証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所では、申立期間当時、一定期間の試用期間があり、当該期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させる手続を行っていたと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 49 年 5 月 8 日まで  
平成 20 年 9 月ごろ、ねんきん特別便が届き、社会保険事務所（当時）で記録を確認したところ、勤務していたA社の記録が脱退手当金を受けていたことになっていた。幸いにも社会保険事務所に脱退手当金裁定請求書の写しが保管されているとのことなので、筆跡を調べてもらえれば、はっきりすると思う。本人確認せずに脱退手続きをした社会保険庁（当時）側に大きな誤りがある。私は、脱退手当金を受給していないので、申立期間の記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B年金事務所において、申立人に係る脱退手当金裁定請求書、退職所得申告書が保管されているところ、当該裁定請求書の事業所欄には退職所得申告書に添付されている退職所得の源泉徴収票に押印されているものと同じ事業所のゴム印が押されており、筆跡も近似している上、同年金事務所に保管されている昭和 49 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日までの申立人以外の脱退手当金裁定請求書を見ると、同年 7 月 19 日にA社を最終事業所として元従業員に支給決定された裁定請求書があり、当該裁定請求書にも同じ事業所のゴム印や、近似した筆跡が確認できることから、事業主による代理請求があったと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 49 年 6 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 3 月 23 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 5 月から 45 年 5 月までの間、A 社及び B 社において勤務していたが、私の年金記録によると、その間の厚生年金保険の被保険者期間に係る脱退手当金を 46 年 7 月 13 日に受給したとされているが、当時は子育てが忙しく、厚生年金保険の脱退手当金の請求手続を行うために社会保険事務所（当時）に赴くとは考えられず、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、B 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、B 社を退職後すぐには国民年金の加入手続を行っておらず（同社を退職した約 3 年後に加入）、年金の加入期間を通算して確保しようとした意思はない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月ごろから 36 年 1 月ごろまで

私は昭和 32 年 6 月ごろ、A社のB専務が母親の同級生であったことが縁で入社し、C社D事業所内でE職として勤務していた。F事業にも携わった。当時、同社で勤務していたことを、C社D事業所で勤務していた同級生の二人が証言してくれる。よく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 元同僚の証言等から、期間は特定できないが、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時の社会保険事務手続の管理者であった元取締役は、「失業保険は入社と同時に手続を行っていたが、社会保険については様子をみて手続を行っていた。また、短期間雇用契約者については社会保険に加入させていなかった。」と証言している上、複数の元従業員は、「短期間の勤務の者については、社会保険に加入していなかった。当時は従業員の出入りが激しく、給料の良い会社に行く人が多かったし、日雇い従業員もいた。生活の苦しい時代で保険料控除をしないで欲しいと申し出る者もおり、社会保険は本人の希望で選択できたと思う。」とそれぞれ証言している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社は、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

また、閉鎖事項全部証明書によると、A社は平成 16 年 12 月\*日に破産廃止決定が確定していることが確認でき、当時の人事記録等の資料や社会保険の加入状況等について確認することができず、申立人の勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間前後に被保険者資格を有する者のうち所在が確認できた10人に申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、全員から回答があったものの、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

加えて、当該被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名の記載を確認することはできない。

- 2 一方、期間は特定できないが、申立人は、申立期間においてA社と関連するG社に勤務していたとの元同僚の証言もあるものの、申立人は同社のことについて全く記憶に無いとしている上、閉鎖登記簿謄本によると、G社は平成11年3月\*日に解散していることが確認でき、当時の事業主等の所在も不明であることから、当時の人事記録等の資料や社会保険の加入状況等について確認することができず、申立人の勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

また、G社に係る被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年9月1日から、申立期間の終期の36年1月5日までの間に被保険者資格を有する者のうち所在が確認できた10人（社会保険事務手続兼給与計算担当者を含む。）に申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、そのうち5人から回答があったものの、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、G社に係る被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名の記載を確認することはできない。

さらに、申立期間当時のH社の社会保険事務手続兼給与計算担当者は、「当時、人の出入りが激しかったため、継続して勤務する従業員について社長が判断し、社会保険の手続を行っていた。」と証言しており、当該事業所においても、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いでは無かったと考えられる上、上記担当者は、「厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することは無かった。」とも証言している。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月6日から30年4月18日まで

亡夫のねんきん定期便によると、昭和29年7月から30年4月まで、年金記録の空白期間が9か月間あるが、亡夫は、当該期間の前後を通じてA社(現在は、B社)で継続して勤務していた。

空白期間があるのは、昭和40年4月にA社がB社に吸収合併された際に、会社側の書類上の不備により年金記録が欠落したためであると思うので、亡夫の年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間の前までは、A社の第二会社であったC社において厚生年金保険被保険者記録があり、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(全喪日)の昭和29年7月6日に、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、30年4月18日に、D社において同資格を取得していることが確認できる。

一方、E市等の文献によると、i) C社は、昭和29年6月に倒産し、同年7月5日に従業員を解雇して工場を閉鎖したこと、ii) これに伴い、新たにD社が発足し、閉鎖した工場の設備保全及び保安業務を行うため、約150人が保安要員として工場に残ったこと、iii) D社は、30年4月、工場再開に伴い約200人を再雇用したことが確認できる。また、オンライン記録によると、C社が工場を閉鎖した翌日の29年7月6日(全喪日)には、新たに発足したD社が厚生年金保険の適用事業所となり、上記のE職員が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、D社での元同僚である申立人の義弟は、「申立人は、F職の作業員として勤務していた。」と証言しているところ、当時の状況について照会することができた3人の元E職員は、いずれも申立人のことを記憶していない上、そのうちの一人は、「E職員には、G職だけでなくF職の者もいたが、採用されたのは各部署のリーダーであり、作業員はE職員にはなれなかった。」と証言していることから、申立人が、申立期間においてE職員としてD社に在籍し、厚生年金保険に加入していたことを確認することができない。

また、オンライン記録により、申立人と同じく昭和29年7月6日にC社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、翌30年にD社において同資格を取得していることが確認できる15人に、C社の退社日と同資格の喪失日及びD社の入社日と同資格の取得日がそれぞれ一致するかどうかを照会したところ、回答があった8人全員が、「一致する。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 31 日から同年 10 月 19 日まで  
昭和 39 年 7 月 31 日から同年 10 月 19 日まで、A職員として、B船「C丸」に乗り、D市、E市、F市方面へ航海していた。船員手帳に当該期間に乗船した記録もある。調査の上、年金記録の訂正を願う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、昭和 39 年 7 月 31 日から同年 10 月 19 日まで、申立人はG社のB船C丸にG職員として乗船していたことは確認できる。

しかしながら、G社に係る船員保険被保険者名簿において新規適用日（昭和 34 年 1 月 1 日）から申立期間にかけて船員保険被保険者資格を取得している 34 人のうち、所在が確認できた 8 人について、申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況を照会し、そのうちの 4 人から回答があったものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人が申立期間において船員保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、申立人が所持する船員手帳により確認できるC丸の船長は、上記被保険者名簿において、申立期間の一部期間と重複する昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 9 月 29 日までの船員保険被保険者記録が確認できるものの、申立人の記録は確認できない。

さらに、申立人は、C丸に欠員が出たため応援として元同僚と一緒に乗船勤務したと主張しているところ、当該元同僚もG社での被保険者記録は確認できない。

加えて、申立期間当時、C丸に乗船していた現在のG社の代表取締役は、「当時は、その人が長く続くかどうか様子を見てから、船員保険に加入させていた。

申立人のように短期間の勤務であれば船員保険に加入させていないと思う。」と証言している。

なお、H事業所によると、船員保険への加入がなければ雇い入れできないとされたのは平成17年1月4日からであり、申立期間当時、雇い入れ手続き上、船員保険の加入が必須条件とはなっていなかったとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 4 月末まで  
私は、申立期間に、A市場内にあったB業、C商店（現在は、D商店）で働いた。経営者のE氏の息子であるF氏とは中学校の同級生で、F氏に「仕事を手伝ってほしい。」と頼まれたのがきっかけだった。働くにあたって、E氏らは「保険などすべてを店の方できちっとする。」と約束していたのに、年金記録が無い。納得できないので、調べていただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

元事業主の複数の親族の証言により、申立人が、申立期間ごろにC商店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主の親族で、現在のD商店の事業主は、申立期間ごろのC商店について、「当時は個人商店だったと聞いており、アルバイトしか雇っていなかったと思う。当時の資料は保存していない。」、また別の複数の親族は、「家族従業員以外に弟の友達が店を手伝っていた。」、「当時は個人商店だった。」とそれぞれ証言している。

また、申立人は、「家族従業員以外は自分だけであった。」と供述しているところ、G事業所検索によると、C商店の名称の適用事業所は複数存在するものの、申立人が主張する所在地には存在せず、近隣のC商店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらない。

これらのことから判断すると、申立人が勤務したと主張するC商店は、厚生年金保険の適用事業所では無かったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 2070 (事案 877 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
1 年契約で A 社に入社した。入社後すぐに白いカードをもらっている。記録の訂正を願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者記録は雇用保険被保険者記録と一致すること、ii) 元同僚の証言から申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠が得られないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 9 月 7 日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、「昭和 45 年 1 月に A 社に入社し、同年春と秋に二回社員旅行に行った。行き先について春は覚えておらず、秋は B 県であった。」とし、45 年 1 月から同社に在籍していたことを主張しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有する元同僚 10 人に照会し、そのうちの 8 人から回答を得たが、「社員旅行について記憶は無い。」、「C 温泉、D 温泉に春と秋に行った記憶はあるが 45 年がどうか定かでない。」、とそれぞれ証言しており、申立人が申立期間において同社に在籍していたことを裏付ける証言を得ることはできない。

また、申立人は、今回新たに、「4 月の昼休みに工場長から白いカード (以下「カード」という。) を手渡された。運転免許証ほどの大きさをプラスチック製、両面白色、記載内容は不明だが、渡されるときに大切なものなのでしっかり保管するようにと念を押されたことを覚えている。これが厚生年金保険被保険者証だった。」と主張しているが、当該元工場長は既に死亡しており、カ

ードについて照会することができず、上記元同僚全員が、「カードについて記憶に無い。」と回答している上、申立期間当時の厚生年金保険被保険者証の形状と相違しており、申立人が記憶するカードが厚生年金保険被保険者証であったことは確認できない。

さらに、A社は、昭和45年の社員旅行及びカードについて、「当時の資料の保管は無く不明である。」と回答している。

これらのことから、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。